

調布市 商工会報

平成22年2月1日発行

発行：調布市商工会

〒182-0026 東京都調布市小島町2-36-21

TEL 042-485-2214 FAX 042-485-9951

会員数：3,471

組織率：56.7%（平成21年11月17日）

編集：広報委員会

http://www.chofusci.com

お も な 記 事

P1●所得税・消費税確定申告相談

P2●中小企業金融円滑化法・新人社員研修会・司法書士相談会

P3●シナジースキーム事業

P4●各種金融制度

今年も所得税・消費税(個人)の申告の季節になりました。
商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方のために決
算と確定申告の指導会を開催しております。
所得税の申告期間は、2月16日(火)から3月15日(月)ま
で、消費税は3月31日(水)までとなっております。

どうぞお気軽にご利用下さい

所得税決算・確定申告指導会

期 間 / 2月16日(火)～3月15日(月)

受 付 / 午前10時～11時30分

午後1時～3時30分

*正午～午後1時までは昼食時間と
させていただきます。

土・日・祭日は休み

☆夜間指導会

3月4日(木)・5日(金)

午後6時～9時(受付午後7時30分まで)

☆税理士による個別相談会

2月16日(火)・17日(水)・19日(金)

22日(月)・23日(火)・25日(木)

3月1日(月)・2日(火)・4日(木)

5日(金)・8日(月)・10日(水)

11日(木)・12日(金)・15日(月)

消費税個別相談会日程

日 程 / 2月26日(金)

3月3日(水)・9日(火)・23日(火)

受付時間 / 午前10時～11時30分

午後1時～3時30分

所得税・消費税決算確定申告
ご相談は商工会へ！

**3月15日(月)までに
確定申告を
お忘れなく!** *国税の納期限は
申告期限と同じ日です。

所得税 2月16日(火)～3月15日(月)まで
給与税 2月1日(月)～3月15日(月)まで
消費税及び地方消費税 1月1日(金)～3月31日(水)まで

振替納付日 申告所得税 4月22日(木)
消費税及び地方消費税 4月27日(火)
事業税 住民税 3月15日(月)まで

平日(月～金)以外でも、一部の税務署では2月21日と2月28日に限り、日曜日も確定申告の相談・申告書の受付を行います。
詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、税務署にお尋ねください。 ※通常土・日・祝日は閉庁しております。

e-Taxならこんなにいいこと。

- 1 国税庁ホームページから電子申告
- 2 最高5,000円の税額控除
- 3 添付書類の提出省略
- 4 還付金がスピーディー

www.nta.go.jp

e-Taxの利用に際しては、電子証明書(手数料が必要)の取得、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。
詳しくはホームページをご覧ください。

■決算確定申告指導会へ来られる方へのお願い

- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できることは事前にご記入の上来会ください。
- 申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけください。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用ください。

平成21年分 所得税の主な改正点について

「住宅特定改修特別税額控除」及び
「認定長期優良住宅新築等特別税額控除」の創設

住宅ローン等を利用していない場合であっても、居住者が既存住宅について特定の改修工事(一定のバリアフリー改修工事及び一定の省エネ改修工事)をした場合又は認定長期優良住宅の新築等をした場合で一定の要件に当てはまるときは、それぞれの規定により定められた金額を、その年分の所得税額から控除することとされました。(措法41の19の3)(措法41の19の4)

確定申告にはこんなものが必要です

ご持参いただくもの

- ・ 決算書、確定申告書用紙一式
- ・ 平成21年分各帳簿、月別集計表、棚卸表
- ・ 社会保険料の支払額
(国民健康保険料・介護保険料・国民年金保険料・厚生年金・雇用保険料等)
- ・ 小規模企業共済控除証明書
- ・ 生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用)
- ・ 地震保険料控除証明書
- ・ 事業収入以外に収入がある場合の関係書類
(給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票等)
- ・ 医療費控除を受ける方は領収書等
- ・ 住宅取得控除等を受ける方は明細書等
- ・ 平成20年分確定申告書、決算書の控え、集計表
- ・ 印鑑・電卓などの必要と思われるもの



中小企業の事業主の皆さんへ！

がんばっている皆さんを支援します！

中小企業金融円滑化法について



金融円滑化のため、
政府はできる限りの支援を行います。
借り手の方々を応援するため
金融機関の皆さんにも協力をお願ひします。

そして、中小企業の皆さんの
がんばりも重要です。
皆で力を合わせ、困難を乗り越えましょう！

平成21年12月4日に中小企業金融円滑化法が施行されました。この法律は中小企業や住宅ローンを組んでいる方の相談に対し、金融機関が貸付条件の変更等に応じるよう努める法制度です。資金繰りで困りの際には、まず、ご利用の金融機関にお問合せ下さい。

金融円滑化 Q&A

- Q1

「中小企業金融円滑化法」によって、金融機関からの借入れについて、「貸付条件の変更等」を受けられると聞きましたが、どのようにすればよいのですか。
- A

まずは、ご利用の金融機関にご相談ください。金融機関と今後の経営改善計画、返済計画を検討した上で、その実現に必要な貸付条件の変更等を行うことになります。また、経営改善計画がなくても、1年以内に計画を策定できると見込まれば、先に貸付条件の変更等を行った上で、金融機関と一緒に計画の検討を行うこともできます。
- Q2

「貸付条件の変更等」とは、元本の返済猶予を意味するのですか。
- A

それだけではありません。元本の猶予以外にも、例えば、返済期間の延長や、旧債の借換え、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)など、債務の弁済負担の軽減を行うすべての措置が含まれます。ご利用の金融機関にご相談ください。
- Q3

金融機関に「貸付条件の変更等」を申し込ましたが、応じてもらえませんでした。もうあきらめるしかないのでしょうか。
- A

あきらめる必要はありません。他の取引金融機関や、信用保証協会等に相談してみましょう。中小企業金融円滑化法は、各金融機関が、他の金融機関や信用保証協会、政府関係金融機関等との連携を図るよう求めています。
- Q4

「貸付条件の変更等」を受けたことを理由に、今後、新規融資を断られることはありませんか。
- A

そのようなことはありません。個別の融資は各金融機関が借り手の信用力等を踏まえて判断しますが、金融庁も、貸付条件の変更等の履歴があることのみを理由に新規融資を拒絶することがないよう、金融機関に対する検査・監督で検証していきます。
- Q5

政府関係金融機関等にも「貸付条件の変更等」を申し込むことができますか。
- A

お申し込みできます。政府関係金融機関や信用保証協会に対しては、従来から、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう監督官庁が要請を行っています。また、セーフティネット貸付や緊急保証制度など、新規融資につながる制度も使えます。

【お問合せ】

全国銀行協会 銀行とりひき相談所	TEL 050-3385-6091
全国信用金庫協会 全国しんきん相談所	TEL 03-3517-5825
全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所	TEL 03-3567-2456

新人社員研修会

毎年恒例となっております『新人社員研修』を今年も開催いたします！内容は『ビジネスマナーの基本』と『コミュニケーション能力の向上』に重点をおいた新入社員には欠かせない研修となっています！講師も『企業向け研修』での実績が豊富な方を予定しております。是非、この研修を新人社員教育の場としてご活用下さい！

- 日 時

平成22年4月7日(水)～9日(金)
午前10時～午後5時30分
- 会 場

調布市商工会 3階 会議室
- 講 師

(株)サクセスロード経営研究所
顧問コンサルタント 早川 美由紀 氏
- 内 容

『ビジネスマナー』と『コミュニケーション能力向上』
に重点をおいた研修会
- 参加費

1万円(1名につき)
- 担 当

栗原 電話：042-485-2214



昨年の様子

※研修カリキュラムの詳細や申込については3月上旬発送予定の『案内チラシ』をご確認いただくか、担当者までお問合せ下さい。

司法書士による 法務相談会をご利用ください(予約制)

- 日 時

2月24日(水) 午後3時～5時
- 日 時

3月24日(水) 午後3時～5時

経営上の法務的な相談を司法書士が無料で承ります。
相談ご希望の方はお電話にてお申込み下さい。(先着順)

(お申込みできる方)

調布市内で事業を営んでいる方(これから開業予定の方を含む)

(ご相談できる内容)

- 会社設立のしかた
- 登記に関すること
- 相続(事業承継)・贈与
- 債務整理
- 少額訴訟(60万円までの売掛金等回収)

※書類作成や実際の登記の手続きはいたしません
※相談時間はお一人様60分を目安にお願いいたします。

(お申し込み)

ご希望の相談日時・事業所名・相談にお越しになる方のお名前・電話番号・相談内容を商工会(042-485-2214)までお電話にてお願いいたします。

相 談
無 料

■ものづくり企業支援
「シナジースキーム」事業
～開校式&セミナー全て終了！～ 延べ472名参加

昨年の10月2日(金)午後6時30分、電気通信大学の後援を受け、調布市グリーンホール小ホールにおいて「ものづくり企業への新たな事業機会づくり(ものづくり支援「シナジースキーム」事業)」の開校式・情報交流会を盛大に開催、その後10月6日(火)より技術専門セミナーを開講いたしました。

開校式当日は、調布市長をはじめ電気通信大学長、東京都立産業技術研究センター理事長、西武信用金庫事業支援部長、首都大学東京産学公連携センター事務長、東京農工大学産学連携・知的財産センター教授、府中市工業技術情報センター所長、日刊工業新聞社西東京支局長(代理記者)、時事通信社立川支局長、そしてマイクロソフトチャネル&テリトリーマネージャメント部パートナーテリトリーマネージャート多くの関係者をお招きし、市内および近隣市のもので、ものづくり企業が結集し盛大に開催いたしました。

本事業は商工会内に産学連携による支援組織「ものづくり企業支援室(福谷範雄支援室長:現工業部会長)」を設置し、ものづくり企業が持ついるポテンシャルを内外に広くPRし、工業振興に寄与することを目的として、平成20年から22年の3カ年に亘った事業計画のもと、本年はその2年目として初年度以上に内容を充実し実施いたしました。写真は、開会式での風景です。

当日は、「78名」の参加



あいさつする原島商工会長

へは、先の開校式・交流会が経営者等の良き理解の場となり、延べ「472名」の技術者の参加を得て開催できました。昨年度が経営者へのセミナーであり、本年度は、技術者用にカリキュラムを組んだ「技術者向け専門セミナー」として開催、各界で活躍の電気通信大学の先生方から、技術支援に向けた基礎学、論理学、応用学等本格的なテ

キストを用意し開催いたしました。大学と企業との接点づくりの切っ掛けとして昨年につづき成功したものと受け止めております。これからの進め方としては、より多くのものづくり企業への巡回を通じて、多くの情報を受け、支援組織内においてこれを検討し、よりみなさまにとって有益な事業になりますよう引きつづき事業展開をしてまいりたいと考えております。

また、昨年ホームベ

全8ブロック同一日(11月10日)一斉会員増強運動実施(組織強化対策)、当日18企業加入！

調布市商工会では、毎年11月と3月を会員増強月間として、役職員一丸となってその推進に取り組んでおります。会員数規模では、全国上位から3番目に大きい「3400企業」を有する大規模商工会です。ご承知のように当商工会では、地域を8つに区分した支部を設置しております。業種にかかわらず、何れかの支部に所属することになります。支部には勿論支部役員がおり、これに3部会(商業・工業・建設業)の部会役員が加わった組織名を「ブロック」として会員増強運動を実施してまいりました。

平成16年から毎年200企業を超える新規加入がありましたが、昨年ではおよそ140企業と大きくダウン、そのため本年は特に会員増強運動を重点施策としてとりあげ、役職員一丸となって「11月10日」同一日に、各ブロック一斉に会員増強運動を実施いたしました。

- 今年度の会員増強運動のスローガン
- 平成20年度会員数(3,353名)を維持する
 - 「全推進委員、BSS相談員、職員」が一丸となって実施する
 - 全ブロック同日一斉に増強デーとして実施する
 - 従前の方法のブロック増強は、引き続き今年度も実施する

既存の実施方法から変え、当日は朝9時30分に各ブロックからブロック長をはじめ執行部の方々に一端商工会にお集まりいただき、会長より挨拶、そして「加入推進の大シュプレッシュコール」の気炎を挙げ、その後各ブロックにそれぞれ合流いただき、同一日に一斉に会員増強運動を実施いたしました。午後5時から、組織強化対策推進本部会議を開催、ブロックごとの報告を各ブロック長よりしていただきました。その結果1日に「18企業」もの新規加入を得ました。みなさまのご協力、ありがとうございました。

から、「明日へ向かって羽ばたけ、調布市ものづくり企業！」と題し、講話もしていただきました。情報交流会においては、大学との接点を模索していた企業もあり、また大学関係者をはじめ、支援機関やマスコミ関係者、さらに企業間B to Bとして時間の許す限り名刺交換など交流促進が図られておりました。

その後10月6日から開催しました技術者向け専門セミナー(下記参照)

■平成21年度技術専門セミナー					
コース	とき	分野	テーマ	内容	講師
1	10/6(火) 10/9(金)	全体	技術者のレベルアップを図る問題解決法	「問題解決の手法」など	新 誠一 先生(教授)
2	10/8(木) 10/13(火)	ものづくり系で機械系中心でない技術者のために	コンピュータ支援加工の基礎	「塑性加工」および「切削加工」について	久保木 孝 先生(准教授) 森重 功一 先生(准教授)
3	10/14(水) 10/15(木)		メカトロ技術の基礎	「機構学入門」など	田口 幹 先生(准教授)
4	10/20(火) 10/21(水)		環境への配慮	「循環型生産システムに向けて」など	由良 憲二 先生(教授)
5	10/22(木) 10/27(火)		信頼性とは(安心安全なものづくり)	「信頼性工学入門」など	鈴木 和幸 先生(教授)
見学11/4(水) 15時30分~17時30分		全体	メカトロ技術の応用	試作等事例紹介(研究室)	田口 幹 先生(准教授)
6	11/5(木) 11/10(火)	ものづくり系で機械系中心の技術者のために	電子回路の基礎	「アナログ/デジタル回路入門」など	森崎 弘 先生(特任教授)
7	11/11(水) 11/12(木)		無線通信技術の概要と応用例など	「無線通信技術の概要と応用例」など	唐沢 好男 先生(教授) 中嶋 信生 先生(教授)
8	11/17(火) 11/18(水)		電氣的信頼性を確保するためのEMC入門	「EMCの重要性(製品開発の課題)」など	上 芳夫 先生(特任教授)

※1 各コース共、18時30分~20時00分(90分:1ターム)、2日間で1コースとし開催。
※2 会場は全て電気通信大学内「産学官連携センター415号室」にて開催。

たします。力をご理解とご協力をお願いします。

労働保険は商工会で
労働保険の事務を事業主に代わって行います

メリット

- ① 手間が省けます
- 従業員がはいったりやめたりしたときの雇用保険の手続きを代行いたしますので、職業安定所などに行く手間が省けます。
- ② 特別加入(事業主・役員の労災保険)ができます
- 事業主・役員なども労災保険に加入すること(特別加入)ができます。(特別加入は労働保険事務組合に委託しないとできないことになっています)
- ③ 保険料の分割納付ができます
- 保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

事務委託手数料

下記①~③の合計額となります。

- ① 概算保険料(予定保険料)の10%と3,000円のいずれか多いほうの金額
- ② 雇用保険事務代行手数料

従業員	月 額	年 額
1~4人	700円	8,400円
5~15人	1,000円	12,000円
16~30人	1,400円	16,800円
31人以上	被保険者数×600円	

- ③ 特別加入者1人につき年額500円

※ご利用の際は調布市商工会にご加入していただく必要があります。

お問い合わせ・お申し込みは…

労働保険事務組合
調布市商工会 ☎485-2214まで

金融制度一覧表（主なもの）

	融 資 名	融 資 対 象 者	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利 率	担保・連帯保証人
日本政策金融公庫	小規模事業者経営改善資金（マルケイ）	商工会の経営指導を6ヵ月以上前から受けている方で、商工会長の推薦を受け、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者	運 転	1,500	7年	1.85%	不要 ただし、商工会長の推薦が必要
			設 備		10年		
	普通貸付（マルフ）	ほとんどの業種の中小企業（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種は除く）	運 転	4,800	5年	2.15%	連帯保証人または担保
			設 備		10年		
			特定設備	7,200	20年		
東 京 都	小口資金融資（小口）	従業員が20人（卸・小売・サービス業は5人）で保証合計残高が1,250万円以下の小規模企業者	運 転	1,250	7年	【固定金利】 1.9%以内～2.5%以内 （借入期間等により） 【変動金利】 または短プラ+0.7%以内	【保証人】 不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の保証が必要
						設 備	10年
	経営指導特例（小口・経指）	上記のほかに、商工会の経営指導を6ヵ月以上受け、経営指導内容証明書を受けた中小企業者					
	小規模企業融資（小企）	従業員が30人（卸・小売・サービス業は10人）以下の小規模企業者		8,000		【固定金利】 2.1%以内～2.7%以内 （借入期間等により） 【変動金利】 または短プラ+0.9%以内	
調 布 市	普通融資資金	市内に1年以上住所（法人は登記されている本店所在地）を有すること、市税を完納していること等	運 転	1,000	5年	1.85% （市が利子の半分を補助）	不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京保証協会の信用保証料を市が全額補助（平成22年3月31日まで）
			設 備	1,200	7年		
			運転・設備併用		5年		

利率は、平成22年1月15日現在です。 詳細につきましては、商工会TEL（485-2214）までお問合せ下さい。

緊急保証制度のご案内

【対象となる中小企業者】

国の指定業種（793種類）に指定されており、次のいずれかの要件に当てはまる方で、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方。

- ① 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比3%以上減少している。
- ② 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。
- ③ 最近3か月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している。
- ④ 新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月比3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比3%以上減少すると見込まれる。

【内容】

一般保証とは別枠で2億8,000万円（うち無担保8,000万円）まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

【申込】

- ① 本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の担当課（調布市は産業振興課）窓口にて認定申請書を提出し、認定を受ける。
- ② ご希望の金融機関に「信用保証付の融資」をお申込下さい。同時に信用保証協会へ「保証申込」をして下さい。
- ③ 金融機関、信用保証協会の審査に通りましたら融資実行。

【お問合せ】 経済産業省関東経済産業局
TEL:048-600-0425
http://www.kanto.meti.go.jp

条件変更対応保証制度 開始!

平成21年12月15日より、原則としてこれまで公的金融（日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会）とお取引のない中小企業の方を対象に（※1）、信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになります。

- 【保証限度額】 2億8,000万円
ただし、借換対象となる借入の元本残高を限度とする。
- 【保証期間】 最長3年（期間延長を含む）
- 【保証割合】 40%
- 【保証料率】 借入金額に対し0.88%
（保証金額に対し2.20%）

- （※1） 公的金融の利用が一時的なものや総借入に占める公的金融の割合が非常に小さい場合を指します。
- （※2） 本制度はお取引のある金融機関を通じてお申込下さい。
- （※3） ご利用に際しては、金融機関とともに、経営改善計画・返済計画を立てていただくことになります。
- （※4） 平成23年3月31日までに手続きいただくことが必要です。

【お問合せ】 東京信用保証協会立川支店
立川市曙町2-37-7
コアシティ立川ビル5階
TEL:042-525-6621
http://www.cgc-tokyo.or.jp/

全国商工会会員福祉共済

ますます加入しやすくなりました！
業務中・日常生活等での
思いがけないケガをワイドにカバー！

▶ Aタイプの場合

掛金・共済金は、
年齢・性別・職種
に関係なく一律！
（月々2,000円）

充実した
入院・通院補償！
（入院1日8,000円・
通院1日3,000円）

手術にも
手厚い補償！

国内外・
24時間フルカバー！



1日あたり約65円で
ビックな補償！

高水準の入院補償と
死亡補償を両立！

福祉共済ご加入の方に！

医療特約の追加で、疾病入院の場合、1日目からお支払い！

お申し込み・お問合せはお気軽に

あなたの企業・店舗に専門家を無料で派遣します！

エキスパート
バンク制度

ご相談の内容に応じて、実践的で具体的な知識や技術をもった専門家を事業所にお連れし、問題解決を図ります。
たとえば、店舗レイアウトの改善、品質管理の導入、就業規則の見直しなど、経営や技術力の強化を図りたい事業者の方々に支援します。



1企業3回までの訪問指導が無料で受けられます。

お申し込み・お問合せはお気軽に